

奈良県地域医療再生基金条例を廃止する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十年二月二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十六号

奈良県地域医療再生基金条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

奈良県地域医療再生基金条例を廃止する条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十二号）の施行期日は、平成三十年二月七日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。